

自治整第38号

平成16年12月24日

各都道府県総務部長
各政令指定都市総務局長
殿

総務省自治行政局行政体制整備室長

「今後の行政改革の方針」の送付について

国においては、「今後の行政改革の方針」を平成16年12月24日に閣議決定しましたので、別添のとおり送付します。

各地方公共団体におかれましては、かねてより行政改革の推進に取り組んでいただいているところですが、この閣議決定の趣旨を踏まえ引き続き行政改革を強力に推進されるようお願いいたします。

なお、この閣議決定に基づき、総務省では平成16年度末までに新たな地方行革指針を策定する予定ですので、ご留意ください。

また、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村及び関係機関に対しても、適切な対応がなされるよう周知願います。